令和7年9月2日からの大雨に係る災害における 「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」実施要領

(令和7年9月5日決定) 改正(令和7年9月19日決定)

災害救助法(以下「法」という。)では、「応急救助」、「自治体自らが実施する現物 給付」という基本原則の下で住宅の応急修理「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」(以下「応急修理」という。)を行うこととされているが、この実施要領は、令和7年9月2日からの大雨に係る災害における、法に基づく住宅の応急修理の取扱いについて定めるものである。

なお、本制度の対象は、法の適用を受けた市町村(参考1)とする。

1 対象者

- (1)以下の全ての要件を満たす者(世帯)
 - ① り災証明書において、「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」 の証明を受けたこと。
 - ② 自宅がそのままでは住むことができない状態にあること。

災害により大規模半壊、中規模半壊又は半壊(半焼)若しくはこれに準ずる程度 の住家被害を受け、<u>そのままでは住むことができな</u>い状態にあること。

ただし、対象者が自宅にいる場合であっても、日常生活に不可欠な部分に被害が あれば、住宅の応急修理の対象として差し支えない。

- ※ 全壊の住家は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるので、住宅の 応急修理の対象とはならないこと。ただし、全壊の場合でも、応急修理を実施 することにより居住が可能である場合は、この限りでない。
- ③ 応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

対象者(世帯)が、現に、避難所、車等で避難生活を送っており、応急修理を行うことで、被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる場合を対象とする。

④ 応急仮設住宅を利用しないこと。

住宅の応急修理と重複して、応急仮設住宅(民間賃貸住宅を含む。)を利用することは、応急修理の目的を達成できないため認められない。

ただし、応急修理の期間が1か月を超えると見込まれるもので、自宅が半壊以上 の被害を受け、他の住まいの確保が困難なものは、この限りではない。

(2) 資力等の要件

災害のため住家が中規模半壊、半壊又は半焼若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者については、市町村において、「資力に関する申出書」を基に、その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン等個別事情を勘案し、判断する。

資力要件については、制度の趣旨を十分に理解し運用すること。

資力の把握として、例えば、

- ・高齢で年金収入しかなく、修理する費用がない。
- ・住宅ローンがあり、これ以上の資金を工面することができない。
- ・子どもの養育・教育費の支出が多く、修理代を工面することができない。
- ・多子世帯で日々の生活費用の支出が多く、修理代を工面することができない。
- ・自宅だけでなく、事業所又は田畑等も被害に遭い、これらの補修に係る費用に多額の費用が掛かること、また、事業を再開するまでの間、収入が見込めない。

など

※なお、これらはこれまでの精算監査等で資力に関する申出に記載されていた事例を 簡潔に記載したものであり、これらに対象が限定されるものではない。

2 住宅の応急修理の範囲及び基本的考え方

(1) 住宅の応急修理の範囲

住宅の応急修理の対象範囲は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について、実施することとする。

(2) 基本的考え方

応急修理の箇所や方法等についての基本的考え方は、以下のとおりとする。 (詳細は、別紙1「応急修理にかかる工事例」のとおり)

- ① 今回の大雨災害の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
- ② 床や内壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱いとする。
 - ◆応急修理は、一般的には、より緊急を要する部分から実施すべきものであり、応 急修理の緊急性の高い部位は、以下のとおりである。

| 優先度 | 応急修理の緊急性の高い部位 |
|-----|---------------------------------|
| 1 | 壊れた屋根の補修、壊れた基礎の補修、柱・梁等の補修、壊れた外 |
| | 壁・内壁の補修、壊れた床の補修 |
| 2 | 壊れたドア、窓等の開口部の補修 |
| 3 | 配管・配線の補修(上下水道管の水漏れの補修、壊れた給排気設備 |
| | (換気扇などの交換) 、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修) |
| 4 | 壊れた衛生設備 (便器・浴槽などの交換) |

- ※ なお、災害の態様や各住戸の損傷状況によっては、緊急性や優先度が変わることも考えられるため、上記に限られるものではない。
- ③ 修理の方法は、柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設するなど代替措置でも可とする。
- ④ エアコンや食器洗浄機等の家電製品は、対象外である。

(3) 応急修理の対象範囲について「住宅の応急修理に関するQ&A」(参考3)を以下のとおり整理したので留意されたい。

3 基準額等

- (1) 住宅の応急修理のため支出できる費用は、原材料費、労務費及び修理事務費等一切の経費を含むものとし、1世帯当たりの限度額は、以下のとおりとする。
 - ① 半壊以上の被害を受けた世帯 739,000 円以内
 - ② 準半壊の被害を受けた世帯 358,000 円以内
- (2) 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合に住宅の応急修理のため支出できる費用の額は、(1)の1世帯当たりの額以内とする。

(3) 借家の取扱い

借家は、本来、その所有者が修理を行うものである(民法第606条第1項「賃貸人の修繕義務」※参照)。しかしながら、借家であっても、所有者が修理を行えず、かつ、居住者の資力をもってしては修理できないために現に居住する場所がない場合は、所有者の同意を得て応急修理を行って差し支えない。

- ※所有者が修理を行えないとする場合は、所有者に資力がないことを証明いただく必要がある。所有者の資力について厳格に確認するためには、例えば、
 - ・所得証明書による課税状況等
 - 賃貸借事業の事業計画や財務諸表などの書類

等をいずれか一つは所有者から提出いただき、被災した住宅の修理ができない程に大 家に資力がないという事実について確認していただくことが不可欠である。

※ 民法(明治二十九年法律第八十九号)(抄)

(賃貸人による修繕等)

- 第六百六条 賃貸人は、賃貸物の使用及び収益に必要な修繕をする義務を負う。ただし、賃借人の責めに帰すべき事由によってその修繕が必要となったときは、この限りでない。
- 2 賃貸人が賃貸物の保存に必要な行為をしようとするときは、賃借人は、これを拒むことができない。

(賃借人による修繕)

- 第六百七条の二 賃借物の修繕が必要である場合において、次に掲げるときは、賃借 人は、その修繕をすることができる。
 - 一 賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、又は賃貸人がその旨を知った にもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に必要な修繕をしないとき。
 - 二 急迫の事情があるとき。

4 手続の流れ

秋田県から事務委任を受ける市町村は、被災者に対する住宅相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて応急修理制度の概要を説明する。以後の手続は図1のとおり。

なお、県と市町村の事務分担については、参考2のとおりとする。

5 証拠写真の提出

- (1) 「救助の必要性」及び「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、修理中及び修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- (2) 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか(施工したか)を詳細に「証拠写真代替資料」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明すること(例:会社の所定の様式を利用して提出)で、証拠写真の代替として差し支えない。

なお、申立書については、被災者や自治体が代筆することは認めない。 (単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明と はみなさないので、留意すること。)

「証拠写真代替資料」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、 「証拠写真代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、 必ず写真の提出を依頼すること。

附則

この要綱は、令和7年9月5日から施行し、改正後の規定は、令和7年 9月2日から適用する。

災害救助法適用市町村一覧

秋田県

能代市、上小阿仁村、五城目町

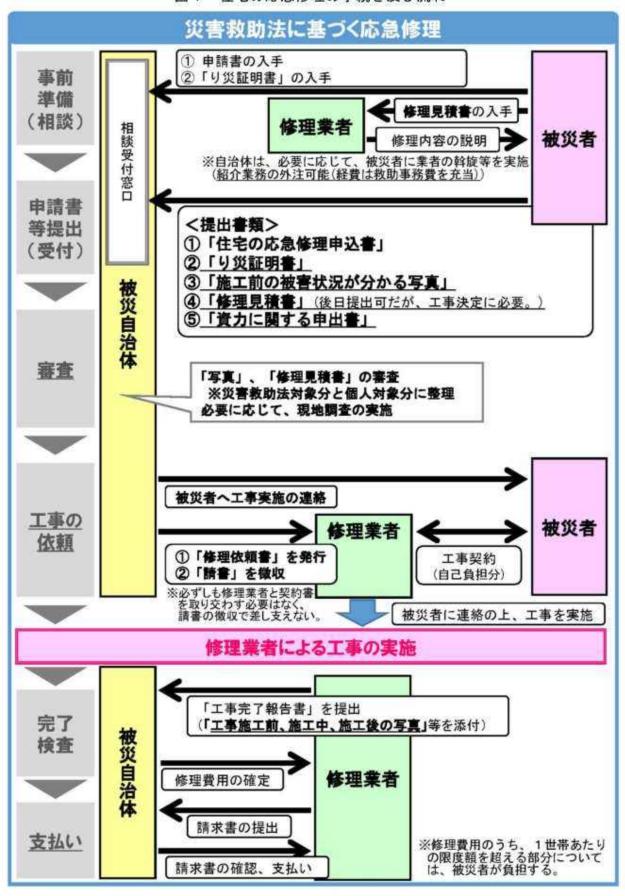
以上

(令和7年9月2日適用)

住宅の応急修理に係る県と市町村の事務分担

| 実施項目 | 都道府県業務 | 市町村業務 |
|--|--------|-------|
| ① 県・市町村の担当責任者の確定(土木、住宅、建築部局への協力要請含む。) | 0 | 0 |
| ② 内閣府への特別協議の実施 | 0 | × |
| ③ 被害認定調査の実施 | × | 0 |
| ④ り災証明書の発行 | × | 0 |
| ⑤ 修理業者への業務内容説明 | 0 | 0 |
| ⑥ 住宅の応急修理に関する相談窓口の設置 (障害物の除去等と同一の相談窓口でも可) | × | 0 |
| ⑥ 被災者からの申込様式の作成 | 0 | × |
| ⑦ 市町村の申込受領に関する様式等の作成 | 0 | × |
| ⑧ 被災者からの申込受付、受領、審査 (被災住家の状況の確認(写真等で確認も可)) (被災者への十分な説明) | × | 0 |
| ⑨ 修理見積書の確認 | × | 0 |
| ⑩ 修理業者に対し、修理依頼書の発行、請書の徴収 | × | 0 |
| ① 修理業者に対し、工事完了報告書の提出の際に、施行前・施行中・施工後写真の添付について説明 | × | 0 |
| ② 修理業者からの工事完了報告書の受領、完了 検査の実施 | × | 0 |
| ③ 修理業者からの請求書の提出の確認 | × | 0 |
| ① 修理業者に対する負担行為・支払い | × | 0 |

- ※ 倉庫や駐車場等の非住家は対象外
- ※ 県・市町村の業務分担を整理し、実施漏れがないことを確認すること



災害救助法に基づく住宅の応急修理に関するQ&A

(市町村職員・被災者向け)

| <i>Fif</i> 88 | (中町村職員・被災有向け) 回 答 |
|---------------------------------|---|
| 質問 | 回答 |
| 【制度関係】 | |
| 住宅の応急修理とはどのような | 災害のため住宅が半壊若しくは一部損壊(準半壊)を受け、自 |
| 制度なのか。 | らの資力では応急修理をすることができない世帯又は大規模半 |
| | 壊の被害認定を受けた世帯に対し、被災した住宅の屋根や台所・ |
| | トイレなど日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な |
| | <u>修理</u> について、市町村が業者に依頼し、修理費用を市町村が直接 |
| | 業者に支払う制度です。 |
| | 応急修理制度は、災害により受けた住宅の被害等を補償する |
| | ものではないため、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理の |
| | みを対象としています。 |
| 住宅の応急修理費用を貰って自 | 修理に要した経費は自治体が直接、修理業者に支払います。 |
| 分で業者に発注することは可能 | ただし、内閣府告示(一般基準)の金額を超える修理を行う場 |
| か。 | 合には超過した分の修理額について、自己負担で支払っていただ |
| | く必要があります。 |
| 住宅の応急修理の範囲はどこま | 住宅の応急修理の対象は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、 |
| でか。 | 上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要 |
| | エール追号の配督 |
| | な即力です。 なお、災害の難を逃れ、単に古くなった壁紙や畳の交換は対象 |
| | かって、次音の無を起すい、手に占くなうに重視く重の文揆は対象 外です。 |
| 応急仮設住宅に入居した場合、住 | グドくり。 住宅の応急修理は、何とか自宅で日常生活を継続できるように |
| 応念仮設住宅に八店した場合、住 宅の応急修理はできるのか。 | 住宅の心感修理は、何とか自宅では常生品を秘続できるように するための制度です。 |
| 七の心心修理はてきるのか。 | |
| | 応急仮設住宅に入居してから応急修理をする制度はありませ , |
| | ん。 |
| | まずは、応急修理の申込を行った上で、修理期間が1か月を超 |
| | えると見込まれる者であって、住宅が半壊(住宅としての利用が |
| | できない場合)以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な方 |
| | については、応急修理の日から6カ月の範囲内、賃貸型応急住宅 |
| | の使用が可能です。 |
| 災害救助法に基づく住宅の応急 | 併給は可能です。 |
| 修理と被災者生活再建支援法の | 住宅の応急修理をする場合は、大規模半壊、中規模半壊など支 |
| 支援金は併給してもよいか。 | 援法の対象となる被害が生じた世帯であれば、被災者生活再建支 |
| | 援金も合わせて活用することができます。 |
| | なお、被災者生活再建支援金を活用する場合は、上記2と同じ |
| | く自己負担分の契約が必要となります。 |
| 火災保険等の保険金が振り 込ま | 保険金が振り込まれても応急修理の対象者として差し支えない。 |
| れるため、お金が入る予定だが、 | (例えば、住宅のローンや教育ローン等、災害により保険金が振 |
| その場合でも資力がないとして | り込まれたとしても、様々な費用負担があることも考えられるた |
| よいか。 | め、必ずしも資力があるとは言えない。そのため、「資力に関す |
| | る申し出書」に資力がないことを記載してください。) |
| 自宅の損壊により、やむを得ず、 | 在宅避難中や親戚などのお宅に身を寄せていても住宅の応急 |
| 公営住宅、市営住宅、国家公務員 | 修理の実施は可能です。 |
| 宿舎等や在宅避難や親戚・知人宅 | また、応急修理が完了するまで左記の住宅等に一時的に避難し |
| への避難をしていても住宅の応 | ていた場合でも、応急修理の実施が可能です。 |
| 急修理は可能か。 | ただし、応急修理を行った後、住家に戻っていただくことが前 |
| | 提となります。 |
| 駐車場や倉庫も応急修理の対象 | 住宅の応急修理制度は、住宅の修理が対象となります。 |
| としてよいか。 | そのため、駐車場や倉庫は対象外です。 |
| | 2 · · - > 1 ## 1 // 1 /H/T-10// 1/2// 1 2 / 0 |

| | 駐車場や倉庫が住宅に併設されていても、その箇所は対象外と |
|--------------------------------|--|
| | なります。 |
| 家電製品は応急修理の対象とな | 家電製品は応急修理の対象外となります。 |
| るのか。 | エアコンの室外機も応急修理の対象外です。 |
| 住宅の応急修理の完了期限が3 | 内閣府告示においては、住宅の応急修理の完了期限は3ケ月 |
| ケ月(国の災害対策本部が設置さ | (国の災害対策本部が設置された場合は6ヶ月)となっています |
| れた場合は6ヶ月)とされている | が、当該修理を早期に完了するための方策を可能な限り講じた上 |
| が、延長は可能か。 | でも、やむを得ずこの期間での救助の適切な実施が困難となる場 |
| | 合には、内閣府と協議の上、特別基準により期間の延長をするこ |
| | とが可能です。 なお、都道府県や事務委任を受けた市町村は、可 #447812 #547812 |
| | 能な限り早期の応急修理の完了に努めていただきますようお願 いします。 |
| 住宅の応急修理の申込みはいつ | V·しょり。 修理業者の見積書の作成など順番待ちや修理作業により遅れ |
| までに行わないといけないのか。 | ることもありますが、期限は設けておりません。 |
| 2 (10)11/2/21 (21/1)/21 (27/1) | なお、住宅の応急修理の申請受付については、可能な限り速や |
| | かな完了に努めていただきますようお願いします。 |
| 被災者の所得に関係なく対象と | 世帯の収入要件については、「資力に関する申出書」を基に、 |
| なるのか。 | その被災者の資力を把握し、ある程度資力がある場合は、ローン |
| | 等個別事情を勘案し、判断することとしています。 |
| | ※ 平成28年5月までは前年(又は前々年)の世帯収入について |
| | 確認を求めていたが、この要件は撤廃している。 |
| 住宅の応急修理に必要な書類は | 申込みの際に必要な書類等は以下のとおりです。 |
| 何ですか。 | ① 住宅の応急修理申込書(様式1号) |
| | ② り災証明書の写し |
| | ③ 施工前の被害状況が分かる写真 |
| | ④ 修理見積書(様式3号) |
| | (後日、提出可だが、工事決定までに必要) ⑤ 資力に関する申出書(様式2号) |
| | ① 貞刀に関する中山者(様式2号) 上記以外にも、各自治体において申請に必要な書類が追加され |
| | る場合もありますので、詳しくは最寄りの市町村の住宅相談窓口 |
| | に確認してください。 |
| | また、工事完了後には、工事施工中、施工後の施工写真が必要 |
| | になりますので留意願います。 |
| 大規模半壊、中規模半壊、半壊、 | り災証明書の「被害の程度」欄、又は被災者台帳により確認し |
| 準半壊かどうかは、どのように確 | ます。 |
| 認するのか。 | また、り災証明書の提出が申込み後となる場合は、自宅の被害 |
| | 状況が分かる写真などで代用し、り災証明書が交付を受けた段階 |
| | で提出いただければ結構です。 |
| 応急修理の申請時に提出する「り | コピーで差し支えありません。 |
| 災証明書」、「住民票」は、コピ | |
| 一でも良いのか。 単身赴任等により住民票を移動 | |
| 世ず居住していた住宅が被災し | 「今後も行き続き依灰した住宅に住み続ける場合には、後数月分 の公共料金の支払証明など、客観的に居住の実態が確認できる資 |
| た場合、住宅の応急修理の対象と | |
| なるか。 | ALLE ON NUMBER NOTION LABOR CONTROL NOTION NOTION |
| 別荘は応急修理の対象となるの | 主たる住宅がある場合は、居住実態があったとしても応急修理 |
| か。 | の対象とすることはできません。 |
| 全壊した住宅は応急修理の対象 | 全壊であっても、応急修理を実施すれば居住することが可能な |
| とならないのか。 | ら、応急修理の対象とすることが可能です。 |
| 1階が店舗や事務所として利用 | 住宅の応急修理は、日常生活を営んでいるところを対象とする |
| している併用住宅は住宅の応急 | ため、1階が事務所や店舗等である場合には対象となりません。 |
| 修理の対象となるか。 | ただし、1階の階段が壊れて2階の居住スペースに行けない、 |

| | 1階にしかトイレがない等理由があれば修理の対象となります。 |
|--------------------------------|---|
| 住民票は一つだが、例えば「母屋」 | 世帯・生計が別で、それぞれが独立した住戸を形成していれば、 |
| と「離れ」のように別居している | それぞれで応急修理は可能です。 |
| 世帯の場合、「母屋」と「離れ」 | また、「離れ」に浴室がある(「母屋」には浴室はない)など |
| それぞれで修理を受けることは | 「離れ」の浴室を修理しなければ、日常生活に支障が生じる場合 |
| できるか。 | は、「離れ」の浴槽を修理して差し支えありません。 |
| | なお、この場合には、図面等を添付してください。 |
| DIYの材料費は、住宅の応急修 | DIYは、自らの資力で実施することから、応急修理の対象外 |
| 理の対象となるか。 | となります。 |
| 材料費のみもらって施工は自分 | 上記と同様ですが、修理業者との契約が発生しないため対象外 |
| でする場合は、対象に ならない | となります。 |
| のか。 複数階建て共同住宅の共用部分 | ① 分譲住宅の場合、管理組合理事会や各住居世帯主持ち回りな |
| は修理対象となるか。共用部分が | じ 万歳住宅の場合、省連組合連事芸や存住店世帯主持ら回りな どにより入居者の正式な同意(同意書)が得られれば、入居世 |
| 利用できないと上層階に行くこ | 帯分の費用を合算して共用部分の修理を行うことが可能です。 |
| とができない。 | ② 賃貸住宅の場合、一般的にはその借家の所有者・管理者が修 |
| | 理を行うこととなります。しかし、所有者・管理者に応急修理 |
| | を行う資力がない場合には、入居世帯数分の費用を合算して共 |
| | 用部分の修理を行うことが可能です。 |
| | なお、この場合、所有者・管理者に資力がないことを証する |
| | 資料が必要となります。 |
| 間取りを変更することは可能か。 | 例えば、部屋を6畳間から8畳間に拡張する等の工事を行う場 |
| | 合でも、修理対象工事が含まれる場合は当該工事を応急修理の対 |
| | 象として差し支えありません。 |
| 仕様がグレードアップになる工 | 建具(玄関扉、戸、サッシ)や設備(キッチン、トイレ、浴槽、 |
| 事は対象となるか。 | 給湯器) 等のグレードアップは応急修理の趣旨・目的と合致せず、 |
| | 応急修理の対象とは言えませんので、必ず、変更する建具や設備 |
| | が元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確 |
| | 認してください。 |
| | また、交換前の品番、機能等についても写真撮影するなどグレ |
| | ードアップではないことを示すこと。 |
| 屋外設置型給湯器は応急修理の | 浸水等により破損した給湯器(配管、貯湯タンク、室外機)は |
| 対象となるか。 | 対象となります。 |
| | ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すと ともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者 |
| | こもに、元々 試直されていた袋品の後継の袋品であることを来す に確認してください。 |
| | (必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、写 |
| | |
| | 真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレード |
| | アップではないことを示すこと。) |
| 床上浸水により汚泥が堆積し、洗 | 汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁については、 |
| い流しても悪臭が取れない、カビ | 応急修理の対象として差し支えありません。 |
| が発生するなど、そのままでは生 | また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 |
| 活できない場合、破損はなくても | |
| 修理の対象となるか。 | |
| 住居内の土石や木竹の除去は応 | 住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当しま |
| 急修理の対象となるのか。 | 世ん。 |
| | 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口でそ |
| 七月版四次W1、京本上 7京社へ | の旨相談願います。 |
| 応急修理に伴い廃棄する廃材の 加公典等は 内急修理制度の対象 | 応急修理によって搬出される産業廃棄物の運搬、処分費は応急 |
| 処分費等は、応急修理制度の対象 | 修理制度の対象となります。 また 環境学の災害学廃棄物処理事業の対象となる場合となり。 |
| となるか。 | また、環境省の災害等廃棄物処理事業の対象となる場合もあり |

| | ますので、市町村の廃棄物処理窓口に相談してください。 |
|-------------------------|---|
| ウの放送に入む ルイ甲動 もとっ | |
| 床の修繕に合わせて畳敷きをフ | 当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支えあ |
| ローリングに変更してもよいか。 | りません。 |
| | ただし、床暖房などの追加設備(グレードアップ)は自己負担 |
| | となりますので留意願います。 |
| 畳の交換は対象となるのか。 | 床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。 |
| | 畳だけの交換は対象となりません。 |
| | また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限設定 |
| | はありません。 |
| 床板を修理するうえで、床下断熱 | 浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、そ |
| 材は対象となるか | の交換については応急修理の対象として差し支えありません。 |
| 浸水した部分の床壁の修繕は対 | 一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、 |
| 象となるか。(断熱材、石膏ボー | 交換の対象として差し支えありません。 |
| ド張替など) | その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張替え |
| | の対象となります。 |
| 内部建具(ドア、ふすま、障子) | 損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで反 |
| は対象となるか。 | ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している場合 |
| は対象とはのか。 | つくしょうに物ロ、ふりょ、障丁頬も杵組みが収損している物ロ などについては応急修理の対象として差し支えありません。 |
| | |
| | なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象には |
| | なりません。 |
| 破損した内壁(土壁)は対象とし | 珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしま |
| てよいか。 | う可能性が高いため、対象として差し支えありません。 |
| 内壁が破損した場合は対象とな | 内壁(住家内に面する壁、間仕切壁等)が破損した場合につい |
| るか。 | ては、対象として差支えありません。ただし、下地等の破損がな |
| | く、単に壁紙を補修する場合については、対象になりません。 |
| エアコンの室外機は修理の対象 | エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなりま |
| となるか。 | せん。 |
| 従前、井戸水を使用していたが、 | 新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範 |
| 災害後、井戸が濁って、飲めなく | 囲とはならないため、対象とはなりません。 |
| なった。住宅の前に水道管が通っ | 上水道事業を所管する担当窓口に相談願います。 |
| ており、敷地内の配管を行えば給 | |
| 水が可能であるため配管を行い | |
| たいが、この工事は応急修理の対 | |
| 象となるのか。 | |
| 浸水被害により、浄化槽ブロワー | 浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えありま |
| が故障した。ブロワーの交換は応 | せん。 |
| 急修理の対象となるか。 | 2708 |
| 台所の流し台(キッチン)を交換 | 損傷した流し台(キッチン)は住宅の基本設備であり、交換は ************************************ |
| することは応急修理の対象とな | 応急修理の対象として差し支えありません。 |
| りることは心忌修座の対象とな るか。 | 心忌修理の対象として差し又んめりません。 損傷した流し台と吊戸棚が一体となっているからといっても、 |
| | |
| また、オール電化のIHクッキン | 浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急 佐畑の社会はよなります。 |
| グヒーターは対象となるか。 | 修理の対象外となります。 |
| | IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となって |
| | いる場合は修理の対象です。 |
| | ただし、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明らか |
| 18 | なグレードアップは応急修理の対象外となります。 |
| ガスコンロは対象となるか。 | ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布している |
| | ことから応急修理の対象外となります。 |
| 便器が使用できない状態になっ | 応急修理の対象として差し支えありません。(暖房便座は可。) |
| た。応急修理の対象となるか。 | |
| | ・ 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支 |
| | えありません。 |
| | |

被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関わ らず応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける場合 は対象外となります。 和式便器から洋式便器(暖房便座は可。)は対象として差し 支えありません。(ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象 外となります。) 自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応急 修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・目的 と合致せず、応急修理の対象とは言えません 住宅の1階と2階の両階にトイ 1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイレ があり、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態であれ レがあり、1階のトイレが破損し た場合、修理の対象となるか。 ば、応急修理の対象とはなりません。 また、2階のトイレと1階のトイレの交換も応急修理の対象 となりません。 温水洗浄便座は応急修理の対象 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差支 となるか。 えありません。 ・ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となります。 浴槽に汚泥や石が流入し、破損又 修理・交換の対象として差し支えありません。 はひびが入っている。応急修理の また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を必 要とする場合については、破損箇所を明確にする必要がありま 対象となるか。 す。 なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりませ 各住戸に設置している防災行政 応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理については、 無線が浸水により使用不能とな 各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。 った。修理の対象になるか。 73万9千円以内あるいは35万8 修理を単一の業者に発注するよりも、複数の業者に分割発注し 千円以内であれば、修理を複数業 た方が工期短縮も費用節約になる場合は、修理を工種ごとに別の 者へ依頼することは可能か。 業者に分割発注することは可能です。修理が長期化する場合は認 められない場合もあります。 被災者負担分と、応急修理分を含んだ修理見積書(様式第2号) 住宅の修理の見積を依頼したら、 100万円の見積書が提示された。 を作成し、各市町村窓口に提出してください。 また、基準額を超えた部分や応急修理の対象とならない部分に 応急修理の限度額を超える場合 は、どのように申し込んだらよい ついては、申請者と業者で別途契約をしていただく必要がありま か。 ● 修理総額 100万円の場合 ・応急修理 73.9 万円以内 (注意:応急修理の対象外が多い場合は満額にはなりません。) ・自己負担 26.1 万円以上 なお、自己負担が困難であり、応急修理費用の範囲内で修理を 依頼したい場合は、各市町村窓口で相談いただくようお願いしま 応急修理の対象部分のみの見積もりで差し支えありません。 住宅が大きい場合、全体の 見積 書を取る必要があるか。 しかし、対象とした部分が応急修理の対象とならないことも考 えられるため、全体の見積書があると幅広に修理の対象を整理す ることが可能となります。 応急修理指定業者リスト以外の業者に施工してもらうことは 応急修理業者は指定業者から選 可能です。 択しなければいけないのか。 自分の家を建ててくれた業者又 ただし、応急修理の対象等、制度の内容を説明させていただく は大工に施工してもらってはい 必要があるので、手配された業者の方に受付窓口に来ていただく けないのか。 ようお願いしてください。 (ほかの市町村で既に登録済みで、応急修理制度を理解されてい る業者の場合は、その旨を窓口でお知らせください。)

見積書に添付する被害状況を示 工事実施前については、施工前写真、見積書を添付いただけれ す資料として図面の添付は必要 ば問題ありません。 か。数量を示すために図面は必要 図面の添付は必要ありません。 また、工事完了後については、工事完了報告書、施工中、施工 後の写真等及び請求書が確認できれば、完了図面は不要です。 住宅の応急修理に定める申請書 地域の実情に応じて必要があれば加筆・修正して構いません 等の様式を加筆・修正してもよい が、被災者や各自治体の業務の増加に考慮して見直しを行った結 果であること、会計法令上、省略できない書類まで省かないこと カシ が原則となります。 修理業者が通常使用している見 住宅の応急修理の指定の様式を使用してください。 積書に変更してもよいか。 また、修理業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用 の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方 公共団体が使用する様式を選択することが可能です。 施工中の写真のみ撮っていない 本来であれば、修理していることを証明するため、施工中の写 という場合、どのようにしたらよ 真が必要です。 施行中の写真がない場合等は、施工業者から『「被災した住宅 いか。 の応急修理」証拠写真代替資料』を提出いただくことで施行中の 写真等の代替とします。 事前着工しており契約をしてい 修理業者にお金を支払っていなければ対象とすることが可能 る場合でも、施工前、施工中、施 です。速やかに、最寄りの自治体に応急修理の申込を行ってくだ 工後の写真があれば事前着工は さい。 認めるということでよろしいか。 また、工事終了後に申請が出てきた場合でも、支払いがされて いない場合は応急修理の対象として差し支えありません。 被災した翌日に、修理業者が来 被災地では災害に便乗した悪質な施工業者による、高齢者を狙 った杜撰な工事や高額な費用請求などが発生したとの報告があ て、「屋根が壊れているから、直 ぐに修理が必要だ。」と言って、 ります。こうした修理業者は被災者の心理に付け入り、言葉巧み 契約を迫ってきた。 に勧誘をし、その場で契約を迫ってきます。 どうしたら良いだろうか。 まずは、修理の契約をする前にお住まいの自治体に相談してく ださい。 また、契約後、不安に思った場合やトラブルになった場合に は、直ちに「消費者相談センター」や「国民生活センター」に相

【屋根】

| 壊れた屋根の補修は対象になる か。 地震や台風・暴風、竜巻による屋根瓦の脱落やズレ等を修理 する場合、応急修理の対象として差し支えありません。 具体的には、 ・屋根葺材(瓦、鋼板など)のずれ・めくれ、落下、割れ ・ 破損 ・野地板(瓦の下地板)の破損 ・アスファルト防水シートの破れ、垂木が破損 ・屋根目地のコーキングに亀裂、屋根部のコンクリートに亀裂 ・棟木、小屋束、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 ・雨樋などの不陸、破損 |
|---|
| 具体的には、 ・屋根葺材(瓦、鋼板など)のずれ・めくれ、落下、割れ ・ 破損 ・野地板(瓦の下地板)の破損 ・アスファルト防水シートの破れ、垂木が破損 ・屋根目地のコーキングに亀裂、屋根部のコンクリートに亀 裂 ・棟木、小屋東、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 |
| ・屋根葺材(瓦、鋼板など)のずれ・めくれ、落下、割れ ・ 破損 ・野地板(瓦の下地板)の破損 ・アスファルト防水シートの破れ、垂木が破損 ・屋根目地のコーキングに亀裂、屋根部のコンクリートに亀 裂 ・棟木、小屋東、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 |
| ・破損 ・野地板(瓦の下地板)の破損 ・アスファルト防水シートの破れ、垂木が破損 ・屋根目地のコーキングに亀裂、屋根部のコンクリートに亀 裂 ・棟木、小屋束、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 |
| アスファルト防水シートの破れ、垂木が破損 ・屋根目地のコーキングに亀裂、屋根部のコンクリートに亀裂 ・棟木、小屋東、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 |
| ・屋根目地のコーキングに亀裂、屋根部のコンクリートに亀 裂 ・棟木、小屋東、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 |
| 裂 ・棟木、小屋束、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 |
| ・棟木、小屋東、軒げた、筋交いなどの破損 ・破風板の落下、損傷 |
| ・破風板の落下、損傷 |
| |
| ・雨樋などの不陸、破損など |
| |
| 瓦葺屋根から鋼鈑葺屋根に変更 近年、瓦業者が減少しております。そのため、瓦葺屋根から |
| することは可能か。 鋼鈑葺屋根に変更することは差し支えありません。 |
| 経年劣化した屋根の修理は対象 災害により受けた住宅の被害等を修理する制度ですので、経 |

談してください。(焦らず、落ち着いて!)

| になるのか。 | 年劣化だけでは応急修理の対象にはなりません。 |
|----------------|------------------------------|
| 屋根の塗装だけというケースは | ・ 災害により破損した箇所を修理し、修理箇所の鋼鈑の色に |
| 応急修理の対象になるのか。 | 元の屋根を同じ色に合わせる等は対象として差し支えありま |
| | せん。 |
| | ・ なお、屋根の腐食防止等の経年劣化による再塗装は修理で |
| | はないため、対象にはなりません。 |
| 破損した屋根に緊急的にブルー | ・ 緊急措置として屋根等のブルーシート張りを業者に依頼す |
| シートを貼ることはできます | ることは可能です。 |
| か。 | ・ ブルーシートは最寄りの市町村でも配布しています。 |
| | ・ また、ブルーシートを張ってもらう業者についても、最寄 |
| | りの市町村で紹介が可能です。 |

【柱・梁】

| 傾いた柱の起しは応急修理の対 | 筋交いの取替、耐震合板の打ち付け等の耐震性確保ための措 |
|----------------|------------------------------|
| 象として良いか。 | 置を行うことは可能です。 |
| 破損した柱・梁等の構造部材の | ・ 柱や梁に損傷が生じた場合、応急修理の対象となります。 |
| 取替は可能か。 | ・ 柱・梁が折れるなどの大きな損傷がある場合は、住宅の重 |
| | 量を支えることができない場合もあるため、住宅に入る場合 |
| | は安全を確保した上で入ること。 |

【基礎】

| 基礎の修理はどこまでが対象と | ・ 地震の揺れ、液状化、河川の決壊(外力あり)などの被害 |
|----------------|------------------------------|
| なりますか。 | により、「布基礎」、「べた基礎」、「玉石基礎」などの基 |
| | 礎部分に損傷或いは、地盤の流出、陥没、液状化等が発生し |
| | た場合は、応急修理の対象となります。 |
| | (被害の具体例) |
| | ✓基礎のひび割れ、剥落、破断、局部破壊 |
| | ✔地盤沈下等による不陸 |
| | ✔上部構造が基礎から移動 |
| | ✔地盤の流出、陥没、液状化 など |
| | ・ ただし、「基礎コンクリートの劣化防止のための工事」な |
| | ど、 将来的なコンクリートの劣化防止(予防措置)のための |
| | 工事は 応急修理の対象とはなりません。 |

【外壁・内壁・間仕切壁等】

| るか。 | いては、対象として差支えありません。ただし、下地等の破損 |
|----------------|------------------------------|
| 内壁が破損した場合は対象とな | 内壁(住家内に面する壁、間仕切壁等)が破損した場合につ |
| してよいか。 | う可能性が高いため、対象として差し支えありません。 |
| 破損した内壁(土壁)は対象と | 珪藻土や聚楽壁などは一度浸水するとボロボロになってしま |
| | 替えの対象となります。 |
| ード張替など) | ・ その際、石膏ボードを外す、壊す等せざる得ない場合も張 |
| 象となるか。(断熱材、石膏ボ | め、交換の対象として差し支えありません。 |
| 浸水した部分の床壁の修繕は対 | ・ 一度、浸水した断熱材はカビの温床となる可能性が高いた |

| | がなく、単に壁紙を補修する場合については、対象になりませ |
|-------------------|------------------------------------|
| | ん。 |
| 壁の修理について、床上 20~ | ・ 修理業者において上部まで交換する方が良いと判断するの |
| 30cm 程度浸水した場合、浸水し | であれば、交換して差し支えありません。 |
| た部分のみの壁を修理するとい | ・ 一般的には、床上 20~30 cmであれば、床上から 50 セン |
| うことは不可能だと考えるが、 | チ程度を切り取り、壁内の断熱材を抜き取り、乾燥をさせて |
| 上まで修理することを対象とす | から、修理する方法も考えられます。 |
| ることができるのか。 | |
| 壁紙の補修は可能か。 | ・ 壊れた内壁の補修とともに、壁紙の補修を実施する場合に |
| | は、対象として差し支えありません。 |
| | ・ 壁紙だけの補修は対象にはなりません。 |
| 書院、床の間、床脇の壁や建具 | 応急修理は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理 |
| は 応急修理の対象になるのか | を実施するものであり、書院や床の間、床脇などは応急修理の |
| | 対象とはなりませんが、床の間等の壁が損傷し、外壁まで損傷 |
| | している場合には、壁のみ補修が可能です。 |

【床・階段】

| 床上浸水により汚泥が堆積し、 | ・ 汚泥や悪臭により使用できないと判断した床や壁について |
|----------------|------------------------------|
| 洗い流しても悪臭が取れない、 | は、応急修理の対象として交換等していただいて差し支えあ |
| カビが発生するなど、そのまま | りません。 |
| では生活できない場合、破損は | ・ また、床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となりま |
| なくても修理の対象となるの | す。 |
| か。 | |
| 住居内の土石や木竹の除去は応 | ・ 住宅内の障害物を除去する場合は、住宅の応急修理に該当 |
| 急修理の対象となるのか。 | しません。 |
| | ・ 障害物の除去に関する制度が別途ありますので相談窓口で |
| | その旨相談願います。 |
| 床の修繕に合わせて畳敷きをフ | ・ 当該仕様の変更については応急修理の対象として差し支え |
| ローリングに変更してもよい | ありません。 |
| カ~。 | ・ ただし、床暖房などの追加設備(グレードアップ)は自己 |
| | 負担となりますので留意願います。 |
| 畳の交換は対象となるのか。 | ・ 床と併せて畳などの修理を行う場合も対象となります。畳 |
| | だけの交換は対象となりません。 |
| | ・ また、床と併せて交換を行うものであれば畳の枚数に上限 |
| | 設定はありません。 |
| 今後の水害で被災しないよう | ・ 応急修理制度は破損した住宅の修理を行う制度であり、今 |
| に、床を嵩上げする工事は応急 | 後、発生しうる災害に備えるための予防的な工事は応急修理 |
| 修理の対象とすることができる | の対象とはなりません。 |
| のか。 | |
| 床下地材の交換は行わずに、ク | ・ 応急修理の対象として差し支えない。 |
| ッションフロアのみの交換は応 | ・ なお、下地材が一見して交換の必要はなくても、そのま |
| | |

| 急修理の対象となるのか。 | ま、放置すると臭気やカビの発生原因になるため、一旦外して |
|----------------|------------------------------|
| (修理業者は、下地材は交換せ | 洗浄、乾燥、消毒などを実施した上で、再度、下地として利用 |
| ずにクッションフロアのみの交 | することを推奨する。 |
| 換で問題ないと判断。クッショ | |
| ンフロアは今回の災害により、 | |
| 修理が必要である) | |
| 床板を修理するうえで、床下断 | 浸水した床下断熱材はカビの温床となる可能性が高いため、 |
| 熱材は対象となるか | その交換については応急修理の対象として差し支えありませ |
| | ん。 |
| 床下収納や階段下収納は対象に | 床下収納や階段下収納は日常生活に必要不可欠な最小限度の |
| なるのか | 部分の応急的な修理とはいえないため、応急修理の対象外とな |
| | ります。 |
| 書院、床の間、床脇の床板は応 | 応急修理は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の修理 |
| 急修理の対象になるのか | を実施するものであり、書院や床の間、床脇などは応急修理の |
| | 対象とはなりません。 |

【建具(ドア、窓等)】

| 内部建具(ドア、ふすま、障 | 損傷度合いにもよりますが、ドア類は長時間浸水することで |
|----------------|------------------------------|
| 子) は対象となるか。 | 反ってしまった場合、ふすま、障子類も枠組みが破損している |
| | 場合などについては応急修理の対象として差し支えありませ |
| | ん。 |
| | なお、ふすま、障子の張替えだけで済むような修理は対象に |
| | はなりません。 |
| 窓ガラスについては、ペアガラ | ・ サッシ(窓枠)毎交換を行う場合は、ペアガラスのサッシ |
| スでもよいと記載がある。問題 | にしても差し支えありません。 |
| ないか。 | ・ 割れたガラスだけの取り換えについては、被災前と同等の |
| | ガラスに取替となります。 |
| 壊れたクレセントの交換は可能 | 地震等により変形したクレセントを交換する場合、応急修理 |
| か。 | の対象として差し支えありません。 |

【配管・配線】

| 配管の修理はどこまで対象にな | 災害により破損した、 |
|----------------|------------------------------|
| るか。 | ・上下水道管の水漏れの補修、 |
| | ・給排気設備(換気扇などの交換)、 |
| | ・電気・ガス・電話等の配管・配線の補修 |
| | は応急修理の対象となります。 |
| 上水道配管の水漏れ部分の補修 | ・ 上水道の修理は、市町村が設置する止水栓(元栓)から宅 |
| の対象はどこまでの部分か。 | 内に引き込まれる配管が対象となります。 |
| | ・ 一般的に配管は地中に埋設されていることから、修理を行 |
| | う際は、敷地の掘削が必要になります。 |
| 従前、井戸水を使用していた | 新たに水道を敷設するための工事は元の住宅の応急修理の範 |
| が、災害後、井戸が濁って、飲 | 囲とはならないため、対象とはなりません。 |

| めなくなった。住宅の前に水道 | 上水道事業を所管する担当窓口に相談願います。 |
|----------------|-----------------------------|
| 管が通っており、敷地内の配管 | |
| を行えば給水が可能であるため | |
| 配管を行いたいが、この工事は | |
| 応急修理の対象となるのか。 | |
| 地震により、宅内の水道管に亀 | 宅内の水道管を補修する場合は、応急修理の対象として差し |
| 裂が入った。水道管の修理は対 | 支えありません。 |
| 象となるか。 | |
| 地震により浄化槽につながって | 宅内の下水道管を補修する場合は、応急修理の対象として差 |
| いる下水管が外れてしまった | し支えありません。 |
| が、応急修理の対象となるか。 | |
| 浸水被害により、浄化槽ブロワ | 浄化槽ブロワーは住宅設備であり、対象として差し支えあり |
| ーが故障した。ブロワーの交換 | ません。 |
| は応急修理の対象となるか。 | |
| 配線の補修はどこまでが修理の | 電気、テレビアンテナ、電話等の配線の修理は対象として差 |
| 対象となるのか。 | し支えありません。 |
| | また、スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャッ |
| | クなども対象になります。 |

【便所】

| 便器が使用できない状態になっ | ・ 応急修理の対象として差し支えありません。 |
|----------------|------------------------------|
| た。応急修理の対象となるか。 | ・ 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理の対象 |
| | として差し支えありません。 |
| | ・ 被災前、温水洗浄機能が付いていない便器であったにも関 |
| | わらず、応急修理において温水洗浄機能を新規で取り付ける |
| | 場合はグレードアップとなり対象外となります。 |
| | ・ 和式便器から洋式便器は対象として差し支えありません。 |
| | (ただし、温水洗浄便座の新規取付けは対象外となりま |
| | す。) |
| | ・ 自宅に大便器と小便器がある場合は、大便器の修理のみ応 |
| | 急修理の対象となります。両方の便器の修理は制度の趣旨・ |
| | 目的と合致せず、応急修理の対象とはなりません。 |
| 住宅の1階と2階の両階にトイ | ・ 1階にトイレがあり災害により破損したが、2階にもトイ |
| レがあり、1階のトイレが破損 | レがあり、差し当たって2階のトイレの使用が可能な状態で |
| した場合、修理の対象となる | あれば、応急修理の対象とはなりません。 |
| カゝ。 | ・ また、2階のトイレと1階のトイレの交換も応急修理の対 |
| | 象となりません。 |
| 温水洗浄便座は応急修理の対象 | ・ 被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理して差 |
| となるか。 | 支えありません。 |
| | ・ ただし、新規設置は、修理ではないため対象外となりま |
| | す。 |

トイレには、大便器と小便器が あるが、どちらも修理して良い か。 ・ 応急修理制度は、日常生活に必要不可欠な最小限度の部分 を修理するものであり、大便器を修理することで、排泄の用 が足りることから、小便器の修理は対象とはしていない。

【浴槽】

浴槽に汚泥や石が流入し、破損 又 はひびが入っている。応急修 理の対象となるか。 修理・交換の対象として差し支えありません。

また、破損又はひびもない状態の浴槽であって、なお交換を 必要とする場合については、破損箇所を明確にする必要があり ます。

なお、公営住宅の浴槽については応急修理の対象になりませ ん。

【キッチン】

台所の流し台(キッチン)を交換することは応急修理の対象となるか。

また、オール電化のIHクッキングヒーターは対象となるか。

- ・ 損傷した流し台(キッチン)は住宅の基本設備であり、交 換は応急修理の対象として差し支えありません。
- ただし、浸水していない、損傷していない吊戸棚を交換する場合は、応急修理の対象外となります。
- IHクッキングヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理の対象です。
- なお、ガスコンロからIHクッキングヒーターなどの明ら かなグレードアップは応急修理の対象外となります。

システムキッチンが丸ごと、交 換することになった場合、ガス コンロ。 I H どちらでもよい か。

ガスコンロは対象となるか。

- ・ ガスコンロや I Hヒーターがシステムキッチンと一体となっている場合は修理対象として差し支えありません。
- ・ ただし、ガスコンロから I Hヒーターに変更する等、明ら かなグレードアップは応急修理の対象外となります。

ガスコンロは家電製品であり、生活必需品として配布している ことから応急修理の対象外となります。

【給湯設備】

屋外設置型給湯器は応急修理の 対象となるか。

- ・ 浸水等により破損した給湯器(配管、貯湯タンク、室外機) は対象となります。
- ・ ただし、給湯器の交換に当たっては、故障個所を明確に示すとともに、元々設置されていた製品の後継の製品であることを業者に確認してください。

(必ず、交換前の写真と交換後の写真を撮影するとともに、 写真には、故障個所や、交換前の品番、機能等を示し、グレ ードアップではないことを示すこと。)

壁面設置型の屋外給湯器の設置位置を変更しても問題ないか。

これまで設置されていた場所から、上下、左右、設置する位置を変更することは差し支えない。

屋外設置型給湯器について、メーカーを変えた場合でも同等なものであれば対象にできるのか。

メーカーを変えた場合でも、同等品であれば対象として差し 支えありません。 屋外設置型給湯器 (エコキュート等)、国の補助(給湯省エネ2024事業)があるようだが応急修理と併用は可能か。

設備等の同等品の取り扱いについて、型番等の写真から同等品か確認をする等行っている事例があるが、どの程度まで行えばよいか。

- ・ 応急修理は市町村が直接業者に支払うことになっていることから併用にはならない。
 - ・ ただし、給湯器を修理の自費修理の対象としない場合、自 己負担で国の補助に申し込むことは可能です。
- ・ 便器、浴槽、キッチン及び給湯器等、被災前に使用していたメーカー名と型番(写真撮影)及び後継機種であることを証明する資料(写真及びカタログや同等品証明など)があれば差し支えありません。

【エアコン】

エアコンの室外機は修理の対象となるか。

エアコンは家電製品であり、住宅の応急修理の対象とはなり ません。

【その他】

各住戸に設置している防災行政 無線が浸水により使用不能となった。修理の対象になるか。 応急修理の対象外です。個別の受信器の交換・修理について は、各市町村又は都道府県の危機管理部門にお尋ねください。

【収納関係】

収納は応急修理の対象となるのか。

収納は、被災した住宅の屋根や台所・トイレなど日常生活に 必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理とは言えないた め、応急修理の対象とはなりません。 見守り 新鮮情報 訪問したリフォーム業者に「台風で屋根瓦が 浮いている」と言われ、屋根を見てもらった とこる、写真を見せられ屋根の修理を 勧められた。「火災保険が下りれば 実費負担なく工事ができる。



保険の申請は無料で代行する」と言われ、申込書にサインした。その後、知り合いの業者に写真を見せたら修理の必要はないと言われた。申込書には「保険適用前にキャンセルすると10万円かかる」と書かれている。契約をやめたい。

(80歳代 男性)

災害に便乗した 悪質な修理業者に注意

ひとこと助言

災害後の

- ●災害に便乗して、不必要な住宅修理を契約させられたという相談が寄せられています。
- ●「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘 されても、すぐに契約しないようにしましょう。
- ●災害により被害を受けたら、慌てずに複数の業者から工事の見積もりを取り検討 しましょう。
- ●また、保険の適用対象となるか、申請はどのようにするかを自身が加入している保険 会社に確認しましょう。
- ●家族や周りの人は、高齢者や障がい者の家に不審な訪問者が来ていないか、気を配りましょう。
- ●不安を感じたら、早めにお住まいの自治体の<mark>消費生活センター</mark>等にご相談ください (消費者ホットライン 188)。

住宅の応急修理にかかる工事例

- 1 応急修理の工事例
- (1) 壊れた屋根の補修(瓦葺屋根を鋼板葺屋根に変更するなどの屋根瓦材の変更を含む)
- (2)傾いた柱の家起こし(筋交の取替、耐震合板の打付等の耐震性確保のための措置を伴うものに限る)
- (3) 破損した柱梁等の構造部材の取替
- (4) 浸水した床の補修(床の補修と併せて行わざるを得ない畳の補修を含む。)
- (5) 浸水した壁の補修(土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。壁の修理と ともに断熱材や壁紙の補修)
- (6) 壊れた基礎の補修(無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を 含む。)
- (7) 壊れた建具の補修(破損したガラス、アルミサッシ、玄関扉)
- (8) 壊れた給排気設備の取替
- (9)上下水道配管の水漏れ部分の補修(配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を 含む)
- (10) 電気、ガス、電話等の配管の配線の補修(スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む)
- (11) 壊れた便器、浴槽等の衛生設備の取替(設備の取替を行う場合は、同等品であれば差し支えない。設備の取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修を含む。)
- (12) 屋外給湯器 (エコキュートやエコジョーズ等同等品への交換)
- 2 応急修理の基本的考え方
- (1) 台風の被害と直接関係ある修理のみが対象となる。
 - (例)○壊れた屋根の補修(屋根葺き材の変更は可)
 - ○壊れた便器の取り替え(被災前から温水洗浄便座が備わっている場合は修理可。新規設置は、修理ではないため対象外。)
 - ○割れたガラスの取り替え(取り替えるガラスはペアガラスでも可)
 - ×古くなった壁紙の貼り替え
 - ×古くなった屋根葺き材の取り替え
 - (2) 浸水した内装に関するものは対象として差し支えないが、床や壁の修理と併せて畳等や壁紙の補修が行われる場合については、以下の取扱とする。
 - ・壊れた床の修理と合わせて畳等の補修を実施する場合は、日常生活に必要欠 くことのできない部分の破損個所である場合は対象となる。
 - ・壊れた壁の修理とともに断熱材・壁紙の補修を実施する場合には対象とする。 (例)×単に古くなった畳や壁紙のみの補修(災害に起因しない修理は対象外)
 - (3) 畳の部屋を床板の部屋にする等修理の方法は代替措置でも可とする。
 - (例) ○柱の応急修理が不可能な場合に壁を新設

- (4) エアコンや食器洗浄機等の家電製品は対象外である。
- (5) 靴箱、収納(床下収納含む)、仏間、床の間は修理の対象外
- (6) 障子や襖の張替えは修理の対象外(水害により、骨組みが破損や反りかえって しまった場合は対象となる。
- (7) トイレが2箇所以上ある場合で、1個は使用が可能な場合には対象外

3. 証拠写真の提出

- (1) 「救助の必要性」、「内容の妥当性」を確認する必要があることから、修理前、 修理中、修理後の写真を撮影し、必ず提出すること。
- (2) 修理前又は修理中のいずれかの写真を撮り忘れた場合において、応急修理の申請を行う際には、修理業者が修理前の状況、修理を行わなければならない状況等について図面に破損箇所等を印した上、破損状況等を記載し、どのような応急修理を施工するか(施工したか)を詳細に「証拠写真代替資料」に記載するとともに、修理業者としてこれを証明(例:会社の所定の様式を利用して提出することで、証拠写真の代替として差し支えない。)

なお、「証拠写真代替資料」については、被災者や自治体が代筆することは認めない。(単に「修理を急いでいたため、写真を撮り忘れた」等の理由は証明とは見なさないので、留意すること。)

「申立書」は撮り忘れた証拠写真の代替手段ではあるが、「証拠写真代替資料」を使用する場合は、真にやむを得ない場合であり、必ず写真の提出を依頼すること。

申込日:令和 年 月 日

災害救助法の住宅の応急修理申込書

〇〇〇〇市(町、村)長 殿

住宅の応急修理を実施されたく申し込みます。

なお、住宅の応急修理の申し込みに関して、世帯員の収入、世帯構成を市の担当者が調査・確認することに同意します。

| | 【被害を受けた住宅の所在地】 | | | | | | | | | |
|---|----------------|------------|------|--------|------|--------|------------|------|--|--|
| | 【現在の住所】 | | | | | | | | | |
| | 【現在の連絡 | 先(TEL)】 | | | (自 | 宅・携帯・ | 勤務先• | その他) | | |
| | 【生年月日】 | 明治・大正・ | 昭和・□ | 平成 年 | 月 | 日生(| 歳) | | | |
| | 【氏 名】 | | | | | | | | | |
| 1 | 被災日時 | <u>令和(</u> |)年() |)月〇〇日 | | | | | | |
| 2 | 災害名 | (= | 令和7年 | ₹9月2日か | らの大雨 | 前に係る災害 | 事) | | | |
| 3 | 住宅の被害 | ・の程度 全 | 壊、 | 大規模半壊 | 、中規 | !模半壊、 | | | | |
| 1 | | 半 | | 準半壊 | | | | | | |

- 市が発行する「り災証明書」に基づき、被害の程度に"○"を付けてください。
- 中規模半壊以下の場合は、「資力に係る申出書」(様式第2号)も併せて提出してくださ
- 4 被害を受けた住宅の部位

(※該当箇所に〇をつけてください。)

- 屋根
- サッシ
- 柱
- 上下水道の配管
- 床
- ガスの配管
- 外壁
- 給排気設備の配管
- 外壁基礎
- 電気・電話線・テレビ線の配線
- 梁
- トイレ
- ・ドア
- 浴室
- 窓
- その他(

| 受付欄 |
|-----|
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

)

市町村にて受付日・受付番号を記載

資力に関する申出書

〇〇市(町、村)長 様

| 私、 | | | | | | は、令和 | 7年9月2 | 2日からのス | 、雨に係ん |
|------|-----|-------------------|------|------------|------|-------|-------|---------|-------|
| | | | | おります | | | | | |
| | | | | の理由の | とおり不 | 足するため | 、応急修理 | ≣を実施して | こいただる |
| ますよ | うお原 | 願いしま [、] | す。 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | 記 | | | | |
| | | | | | | | | | |
| ′ ※世 | 帯の場 | 又入の状況 | 況、資力 | が不足す | る理由を | 具体的にご | 記入くださ | z () ° | · |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | _ | | | | | | | |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | | | | | | |
| | | 申出者 | 被 | 害を受け | た住宅の | 听在地 | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | 3 | 現住所 | | | | | | |
| | | - | | | | | | | |
| | | | | F | 名 | | | | |
| | | | | <u>11,</u> | ш | | | | |
| | | | | | | | | | |

記入事例(記載は被災者が直接記入するようお願いします。)

資力に関する申出書

| 住家 | を修り | | カがコ | っております。 下記の理由のとおり不足するため、応急修理を実施してい | ただき |
|-----|-----|-------|-----|--|-----|
| | | | | 記 | |
| ※世 | 帯の川 | 又入の状況 | 兄、貨 | 受力が不足する理由を具体的にご記入ください。 | |
| | | | | 円しかなく、収入は年金のみで生活費だけでなくなり、 め、応急修理を実施できる資力はありません。 | |
| | | | | 円と少なく、生活費や〇〇ローンの支払いなど ため、応急修理を実施できる資力がありません。 | |
| : | 費の仕 | | | る母の利用料が月 円、息子の大学の学費と生活 万円ある。そのため、応急修理を実施できる資力が | |
| 例 4 | | | | 閉鎖し、収入が全くない状況である。 理を実施できる資力はありません。 | |
| 令和 | 年 | 月申出者 | 日 | 被害を受けた住宅の所在地 | |
| | | Į | 見住月 | т Г | |

氏 名

資力に関する申出の内容として、例えば、

- ・高齢で年金収入しかなく、修理する費用がない。
- ・住宅ローンがあり、これ以上の資金を工面することができない。
- ・子どもの養育・教育費の支出が多く、修理代を工面することができない。
- ・多子世帯で日々の生活費用の支出が多く、修理代を工面することができない。
- ・自宅だけでなく、事業所又は田畑等も被害に遭い、これらの補修に係る費用に多額の費 用が掛かること、また、事業を再開するまでの間、収入が見込めない

など

※なお、これらはこれまでの精算監査等で資力に関する申出に記載れていた事例を簡潔に記載したものであり、これらに対象が限定されるものではない。

修理見積書

(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊)

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害程度に○を付けてください。

| 見 | 積 | 余 | 硩 | (| 総 | I | 事 | 費 |) |
|-----|----|-----|---|----|-----|---|---|---|---|
| نار | 17 | 344 | ᄣ | ١. | 440 | _ | _ | Æ | , |

0円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1)

0円(消費税込)

見積金額(被災者負担分)

0円(消費税込)

| 工事名称 | 金額 (消費税込) | うち応急修理対象分 (消費税込)(※2) | 備考 |
|------|-----------|-------------------------|----|
| 1 | 0 円 | 0 円 | |
| 2 | 0 円 | 0円 | |
| 3 | 0 円 | 0 円 | |
| 4 | 0 円 | 0 円 | |
| (5) | 0 円 | 0 円 | |
| 6 | 0 円 | 0 円 | |
| 合 計 | 0 円 | 0円 | |

※1 1世帯当たりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること 〈限度額〉全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合: 739,000 円の範囲内 準半壊の場合 : 358,000 円の範囲内

※2「うち応急修理対象分」の欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての 同欄の記載は「-」としてよい

※3 上表の内訳を添付(修理業者指定の様式で可。) すること

〇〇市(町、村)長 殿

| (※修理業者記入) | 上記のとおり見積書を提出し | ノます。 |
|-----------|---------------|------|
| | | |

| | | | | (本学生来有に | |
|------|---|---|---|---------|-------------------|
| 令和 | 年 | 月 | 日 | 住 所 | |
| | | | | 会 社 名 | |
| | | | | 電話番号 | |
| | | | | 代表者名 | |
| 令和 | 年 | 月 | 日 | (※修理申込者 | 記入)上記の見積書を確認しました。 |
| ተን ጥ | + | Л | н | 住 所 | |

(※市町村記入欄)

| 市町村名 | 受付番号 | 受付担当者名 |
|------|------|--------|
| | | |
| | | |

氏 名

様式第3号 (別添①)

【半壊以上の記入例】 修理見積書

大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊)

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害程度に○を付けてください。

| 見積金額 | (総工事費) |
|------|----------|
| | /心一 ナ 尺/ |

2, 200, 000 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1)

739,000 円

(消費税込)

<u>見積金額(被災</u>者負担分)

1, 461, 000 円

(消費税込)

| 工事名称 | 金額 (消費税込) | うち応急修理対象分 (消費税込) (※2) | 備考 |
|-----------------|-------------|--------------------------|----|
| ① 屋根工事 | 200,000 円 | 0 円 | |
| ② 仮設足場 | 94,000 円 | 0 円 | |
| ③ 天井工事 | 200,000 円 | 0 円 | |
| ④ 窓工事 (サッシ交換) | 500,000 円 | 0 円 | |
| ⑤ 床工事(下地板、床板交換) | 1,206,000 円 | 717,000 円 | |
| 6 | 円 | 円 | |
| 合 計 | 2,200,000 円 | 717,000 円 | |

※1 1世帯当たりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること 〈限度額〉全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合: 準半壊の場合

739,000 円の範囲内 358,000 円の範囲内

- ※2「うち応急修理対象分」の欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての 同欄の記載は「一」としてよい
- ※3 上表の内訳を添付(修理業者指定の様式で可。) すること

〇〇市(町、村)長 殿

(※修理業者記入)上記のとおり見積書を提出します。

令和 年 月 日

住 所 □□県○○○市○○○ △-△-△ 会 社 名 ○○工務店 電話番号 ***-***-** 代表者名

令和 年 月 日 (※修理申込者記入)上記の見積書を確認しました。

000市00 □-□ 住 所 氏 名

(※市町村記入欄)

| 市町村名 | 受付番号 | 受付担当者名 |
|------|------|--------|
| | | |
| | | |

様式第3号 (別添①)

【準半壊の記入例】 修 理 見 積 書

(全壊 · 大規模半壊 · 中規模半壊 · 半壊 · 準半壊)

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害程度に○を付けてください。

1, 100, 000 円 (消費税込)

「住宅の応急修理」申込関係

見積金額(応急修理分)(※1)

358,000 円

(消費税込)

見積金額(被災者負担分)

742,000 円

(消費税込)

| 工事名称 | 金額 (消費税込) | うち応急修理対象分 (消費税込) (※2) | 備考 |
|---------------|-------------|--------------------------|----|
| ① 床工事(下地板、床板交 | 1,100,000 円 | 358,000 円 | |
| 换) | | | |
| 2 | 円 | 0円 | |
| 3 | 円 | 0 円 | |
| 4 | 円 | 0 円 | |
| 5 | 円 | 0 円 | |
| 6 | 円 | 0 円 | |

※1 1世帯当たりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること

〈限度額〉全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合:

739,000 円の範囲内

準半壊の場合

358,000 円の範囲内

- ※2「うち応急修理対象分」の欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての 同欄の記載は「一」としてよい
- ※3 上表の内訳を添付(修理業者指定の様式で可。) すること

〇〇市(町、村)長 殿

令和 年 月 日 (※修理業者記入)上記のとおり見積書を提出します。

| 住 所 | □□県○○○市○○○ △-△-△ |
|-------|------------------|
| 会 社 名 | ○○工務店 |
| 電話番号 | ***-*** |
| 代表者名 | 00 00 |

月 令和 年 日 (※修理申込者記入)上記の見積書を確認しました。

| 住 所 | 000市00 ローロ |
|-----|------------|
| 氏 名 | 00 00 |

(※市町村記入欄)

| 市町村名 | 受付番号 | 受付担当者名 |
|------|------|--------|
| | | |

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)において、「被災した住宅の応急修理(4条1項6号)に係る修理見積書については、修理事業者が作成する内訳書の添付をもって修理費用の内訳の記載に代えることができる様式を新たに加え、地方公共団体が使用する様式を選択することが可能となるよう、「災害牧助事務取扱要領」(令和3年6月)を改正し、地方公共団体に令和4年5月を目処に周知する。」とされたところであり、以下のとおり周知する。

応急修理を実施する自治体において、従来の修理見積書(別添①)で申請を受けるのか、又は当該修理見積確認書(別添②)の様式で申請を受けるのか選択して使用すること。

(別添①及び②のいずれかの様式を選んで差し支えない。)

修理見積書

(全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊)

※市町村が発行する「り災証明書」等に基づき、該当する被害程度に○を付けてください。

| | 見積金額 | (総工事 | 事費) | | 円 | (消費税込) | | |
|--------|---|------|-------------|----------|--------------|------------|--|--|
| | 「住宅の応 | 急修理 | 里」申込関係 | | | | | |
| | 見積金額(応急修理分)(※1) | | | | | (消費税込) | | |
| | 見積金額(被災者負担分) | | | | | (消費税込) | | |
| | | | 工事区 | 内訳は別紙のと | こおり | | | |
| ೦೦ಗ | ※1 1世帯当たりの限度額を超える場合は、限度額を記載すること 〈限度額〉全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合: 739,000 円の範囲内 準半壊の場合 : 358,000 円の範囲内 ※2「うち応急修理対象分」の欄の金額が、限度額を超える場合、限度額を超える部分についての 同欄の記載は「一」としてよい ※3 上表の内訳を添付(修理業者指定の様式で可。)すること | | | | | | | |
| 001 | , (E), (1) | IX | 灰 | (※修理業老記) |) ト記のレおり目 | 見積書を提出します。 | | |
| 令和 | 口 年 | 月 | 日 | 住所 | ./ 工品ッ/こね0// | | | |
| | | | | 会社名 | | | | |
| | | | | 電話番号 | | | | |
| | | | | 代表者名 | | | | |
| 令和 | 口 年 | 月 | 日 | | 入)上記の見積書 | きを確認しました。 | | |
| | | | | 住 所 | | | | |
| (※市 | 町村記入欄) | | | 氏 名 | | | | |
| +m-447 | | 受付番号 | <u> </u> | 受付担当者名 | | | | |
| | 市町村名 | | | 文刊 俄万 | | 文刊担ヨ有名 | | |
| | | | | | | | | |

応 急 修 理 依 頼 書

| | | 様 | | | | | | | | |
|---------------|---|------|-----|-----|------|----------|------|--------------|-----------|-----|
| | | | 0 | 0 | 市 | (町、 | 村) | 長 | | |
| ので 事完 な | スの被災者住宅について、別添修理 、工事完了後、速やかに工事写真 でででではない。 ない、工事内容の最終確認の結果、 ででご了承願います。 | (修理前 | 、修: | 理中、 | . 修: | 理後の | の工事 | 写真) | と併せ | て「エ |
| 1 | 被災者住所・氏名 住所 氏名 | | | | | _ | | | _ | |
| 2 | 対象住宅所在地 | | | | | | | | _ | |
| 3 | 受付番号 | | | | | | | | | |
| 4 | 依頼工事の見積額 <u>金</u> | | | | | <u> </u> |](応加 | <u>急修理</u> 2 | <u>分)</u> | |

(添付書類) 修理見積書(写)

応 急 修 理 実 施 連 絡 書

| | | | | _ 様 | | | | |
|----------------|-----------------|---------------|----------|--------|----|----------|--------|------------|
| | | | _ | | | 市(町、 | | |
| し ま | ます。 | 字の最終確 | | | | | | いたので、連絡 |
| 1 | 被災された力 住所 | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | |
| 2 | 対象住宅所在 | E地 | | | | | | |
| 3 | 受付番号 | | | | | | | |
| 4 | 依頼工事の身 | 見積額 | <u>金</u> | | | <u> </u> |](応急修理 | 里分)_ |
| 5 | 応急修理実施 令和 | 色予定期間 年 | - | 日から | 令和 | 年 | 月 | <u>日まで</u> |
| () | 系付書類) 応急修理依頼 | 頁書 (写) | 、修理見 | 見積書(写) | ı | | | |

請 書

印紙貼付

1 件 名:〇〇〇〇邸 応急修理業務

2 履行場所: ○○市(町、村) △△△ □—○—△

3 履行期間:令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

4 契約金額:金、 円也

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の相当額を含む。)

5 契約保証:免除

6 請求条件:市(町、村)の検査に合格したときは、所定の手続きに従い代金

の支払を請求する。

7 支払方法:完了後払

8 申込書受付番号:令和 年 月 日 第 号

〇〇市(町、村)契約規則、関係書類(応急修理見積書、修理依頼書等)、協議等承諾のうえ上記のとおり引き受けます。

令和 年 月 日

〇〇〇〇市(町、村)長 〇 〇 〇 様

受注者: 住所

氏名



応急修理制度の利用に当たっては、 被害箇所・修理箇所が分かるよう "写直"を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご活用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害 状況が分かるように写真を撮影する必要があります。

撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

- (1)外観(壁、玄関、窓、屋根など)の亀裂、剥がれ、歪みなど
 - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。

 メジャー等がない場合は浸水高を指さしして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。 室外で撮影する際は、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。 また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2)室内(床板、扉、壁など)のめくれ、反り、腐食、脱落など
 - ✔ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。

片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

- ✔ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備(キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など)の破損、故障など
 - ✔ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - **☆ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう**応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。





応急修理 (修理前、修理中、修理後) 工事写真台帳

邸 応急修理状況報告》

(1/) 工事箇所 (記入例) 工事箇所 外観(屋根損傷、2階傾き、 修理の 建具の損傷、雨樋破損、外 説明 壁剥落等) 修理前 修理前写真 写真 修理中 修理中写真 写真 修理後 修理後写真 写真

«

(2/)

| | | (2/ |
|-----------|------|------|
| | 工事箇所 | 工事箇所 |
| 修理の説明 | | |
| 修理前 写真 | | |
| | | |
| 修理中 写真 | | |
| | | |
| 修理後写真 | | |

«

| | 工事箇所 | 工事箇所 |
|-------|------|------|
| 修理の説明 | | |
| 修理前写真 | | |
| | | |
| 修理中写真 | | |
| | | |
| 修理後写真 | | |

適宜、ページは増やしてください。

工事完了報告書

| \cap | \circ | 市 | (町、 | 林) | 长 | 様 |
|--------|---------|-----|---------|-----|---|----|
| \sim | \sim | 113 | / L.l / | 11/ | 1 | 11 |

| (加工未白) | | |
|--------|--|--|
| | | |
| | | |

次の被災者住宅について、別添修理見積書(写)のとおり応急修理を完了しましたので、 報告します。

1 被災者住所・氏名

住所______

氏名______

2 対象住宅所在地

- 3 受付番号
- 4 完了年月日 令和 年 月 日

【添付書類】

- · 修理見積書(写)
- 修理写真(修理前、修理中、修理後)報告書

住宅の被害状況に関する申出書 (住宅の応急修理に関する参考資料)

| _ | _ | | | | _ | | | 令和 | 年 | 月 | H |
|-----------|--|--|------------------------|-------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|---|----------------------------|-----------|-----|-------------|
| 0 | 0 | 市 | (町、 | 村) | 長 | あて | 住所 | | | | |
| | | | | | = | . | <u>氏名</u> | | | | |
| ず | | | 日常生 | | - | _ | は修理制度とは、 自らの資 な場所を確保できない方に | | | | |
| | Ж . | を希 この | 望する 制度で | る箇列 ご修理 | fは以 里でき | 以下の部 きる部分 | 分です。 は、日常生活に欠かせない つなぐ廊下です | 居室(居 | 間・寝 | 室)• | |
| <u>修理</u> | 対象置 | <u> </u> | | | | | | | | | |
| | ※ 月 ます 床糸 下り | まの け。) 且 : 也材: | 構造に) またに が吸れ | ま、月 ま T kによ | E組 ・地材 にり変 | (床の骨 反 が壊 変形、床 | 箇所の状態は以下のとおり 組み)+床の下地板+表面 れている。 下の湿気・悪臭・汚損があ 度の対象外です。 | の仕上材 | からな | ってい | 1 |
| | · (※ [©] 柱· 下坎 下坎 | きのは板板は板板 | 構造に り す ・仕」 | ま、 またに と板か と板か | ① ② ③ は つ べ吸が で吸が | 柱・は 柱・は た地板 Kにより Kにより | 箇所の状態は以下のとおり り+下地材+表面材(壁紙 り+仕上板(プリント合板 り+竹組下地+塗仕上げ が壊れている。 変形しており、日常生活に 湿気・悪臭・汚損があり、 制度の対象外です。 | など) (・板など から 支障があ | なって る。 | - • | |
|) | ※屋札 屋札 雨源 | 艮の ⁷ 艮の ⁷ 弱り | 構造に 下地 により | ま、小 オ カ リ、ヲ | ヽ屋糸 ヾ壊ォ ミ井・ | 狙+屋根 uている。 · 内壁・ | 各箇所の状態は以下のとお の下地材+表面の仕上材か 。 床に大きな被害があり、1 ない 浸水被害が軽微 → | らなって 室以上を | 使用で | きない | ١. |

| 受付番号 | ○○○第 | 号 |
|------|------|---|
| 申込者 | | |

「住宅の応急修理」申込チェックシート

| | ᆓ | _ | 2EZ 1 |
|---------|---|----|----------|
| 1 11 /4 | - | == | * |
| I IVS | | _ | 20 |
| | | | |

| ○ 必要書類はそろっていますか? ※順番どおりに綴ってください。 |
|---|
| □ 申込書(※申込書は「り災証明書」の世帯主になっていますか? |
| 口 り災証明書(写し) |
| □ 修理前の被害状況が分かる写真 |
| □ 修理見積書(※後日提出も可ですが、工事決定には必要となります。) |
| □ 資力に関する申出書 |
| → 借家の場合 □貸主の理由記入・署名・押印がありますか? |
| 口 住宅の被害状況に関する申出書 |
| |
| 【対象者要件】 |
| <u>〇「被害の区分」はどれに該当しますか?(り災証明書を確認)</u> |
| □ 全壊 □ 大規模半壊 □ 中規模半壊 |
| □ 半壊 □ 準半壊 |
| ○ 「恁然刑点各分点」 ナ利田ナフマウはも ロナナム ○ |
| ○ 「賃貸型応急住宅」を利用する予定はありますか? |
| □ 利用しない □ 申請している |
| |
| |
| |
| |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・分かる範囲で記載 |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載 □ 未依頼(修理業者の当てはある) / |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・分かる範囲で記載 |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載 □ 未依頼(修理業者の当てはある) / |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載 □ 未依頼(修理業者の当てはある) □ 未依頼(修理業者を探している段階) |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載 □ 未依頼(修理業者の当てはある) / |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載 □ 未依頼(修理業者の当てはある) □ 未依頼(修理業者を探している段階) |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載 □ 未依頼(修理業者の当てはある) □ 未依頼(修理業者を探している段階) 修理業者名: |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| □ 依頼済・・・・・・・・・・・・・・・・・・分かる範囲で記載 □ 未依頼(修理業者の当てはある) □ 未依頼(修理業者を探している段階) 修理業者名: 修理業者への応急修理の説明: 未 済 (修理見積書、写真、誓約書、業者願書、債権者登録の説明を忘れずに) |